

令和5年度認知症対応型サービス事業開設者研修実施要項

1 目的

指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者となる者に対し、各事業所を運営していく上で必要な「認知症高齢者の基本的な理解」「認知症高齢者のケアのあり方」「適切なサービス提供のあり方」などの知識を身につけるための研修を実施する。

2 日程

【講 義】 令和5年10月16日（月） 13：00～17：10（予定）
令和5年10月17日（火） 13：00～16：00（予定）

【現場体験】 令和5年10月24日（火） 13：00～17：20（予定）

3 受講定員

10名

※定員を超える申込みがあった場合、受講いただけない場合があります。
あらかじめ御了承ください。

4 受講対象者

以下(1)～(3)の要件すべてを満たす方となります。

(1) さいたま市内の指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の代表者に就任する者（既存の事業所において代表者を変更する場合を含む）

(2) 以下、ア又はイに該当する者。

ア 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験がある者

イ 保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者

(3) インターネット環境（パソコン、ネット環境、接続スキル、WEB カメラやマイク等の機器など）を整えることができる者（詳細は、5 受講環境を御確認ください。）

※(3)に関しては、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの一時的な要件となります。

※以下に該当する方は、みなし措置により、認知症対応型サービス事業開設者研修を受講する必要はありません。

ア 実践者研修又はリーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修の修了者（H17 年度実施分）

イ 基礎課程又は専門課程の修了者（H12～16 年度実施分）

ウ 認知症介護指導者研修の修了者（H12～16 年度実施分、H17 年度実施分）

エ 認知症高齢者グループホーム開設予定者研修の修了者（H13 年通知に基づき実施されたもの）

5 受講環境

本研修は動画配信とオンラインシステム（Zoom）を組み合わせたWEB研修として実施します。予め以下の注意点をお読みいただき、受講環境を整えてください。視聴方法の詳細は、後日ご連絡します。

(1) 受講にあたり、安定して高速な定額の接続環境が推奨されます。また、モバイルWi-Fiルーターなどを利用した場合、通信量オーバーにより速度制限がかかると接続が切断されてしまう場合がありますので、十分御注意ください。

(2) 受講場所については、各事業所・自宅等問いませんが、Zoom 内で講師や受講者同士の

- やり取りも行うため、研修に集中できる環境を整えるよう努めてください。
- (3) 同じ場所で複数の受講者がいる場合は、マイク同士の干渉によりハウリングを起こす場合がありますので、注意してください。
 - (4) 講師等とやり取りを行いますので、一人一台パソコンやマイク・カメラ・スピーカーといった機器が必要となりますのでご用意ください。
 - (5) 講義内ではパワーポイント等の資料も写しますので、PCまたはタブレットといった文字が読める大きさの端末で受講してください。

6 申込期限

令和5年9月14日(木) 必着

7 提出書類

①受講申込書

②その他、受講要件を確認するための書類

認知症高齢者の介護経験に関する在職証明書、保健医療・福祉サービスの経営に携わった経験を証明する書類等

8 申込先

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課

介護予防係 山本 宛

9 受講費用

5,500円/1名

※受講料は原則として返却できません。

※オンライン講義の視聴環境の確保や通信料は受講料に含まれておりません。

受講者の負担となります。

※受講決定通知と併せて入金方法についてご案内します。

入金が確認できた方に研修資料を送付しますので、

令和5年10月6日(金)までにお支払いください。

10 修了認定

(1) 受講中、以下のような行為が見受けられる場合や、研修指導者の注意に従わない場合には、受講の取り消し、又は修了を認めない場合があります。

① 他の受講者、研修会場、実習施設に迷惑をかける行為

② 研修の円滑な実施を妨げるような行為

③ 研修態度が好ましくない場合（携帯電話の使用、ガムを噛む、研修に関係のない行為、居眠り等）

④ 講師の指示に従わない場合

(2) 全カリキュラム（講義・演習及び現場体験）を修了後、本研修の受講を通じて、

① 認知症高齢者ケアについて理解した点

② 今後の事業所運営に関して取り組みたい点

についてレポート（A4用紙5枚程度）を2部（1部はコピーで可）作成し、研修実施団体に提出してください。レポート提出後、修了証を交付します。

【レポート提出先】

社会福祉法人花園公益会 フラワーヴィラ

〒369-1246 埼玉県深谷市小前田2677

※令和5年10月31日(火) 締切

(3) 研修受講の際に、接続不備等により受講ができなかった場合でも、通常の欠席と同様

の扱いとなり、修了の対象にはなりませんので御注意ください。

1 1 その他

- (1) 埼玉県との合同開催となります。
- (2) 今年度の開設者研修の開講は今回のみとなりますので、受講予定の方は必ずお申込みください。
- (3) 全カリキュラムを受講できる方が対象となります。
(欠席・遅刻・早退が生じた場合は、原則として修了証書の交付はできません。)
- (4) 受講者の決定は、応募者の資格、経験、受講の必要性等を勘案して行います。
- (5) 受講の可否は、申込期限後に、申込者全員に通知します。
- (6) 受講の可否にかかわらず、申込書類は返却いたしませんので御了承ください。
- (7) 一度お支払いいただいた受講料は返金できませんので御了承ください。
- (8) 受講決定後、やむを得ない事情により参加ができなくなった場合は、速やかに御連絡ください。
- (9) 講義の様子は予期せぬシステムトラブルに備えて録画します。受講者の姿が収録映像に映り込む場合がありますので、予め御了承ください。
- (10) 研修受講の際は、市及び研修実施機関からの受講上の諸注意を厳守してください。